

『長期収載品(特定の先発医薬品)』の費用負担について

診療報酬の改定により、令和6年10月1日から、治療上の必要性が無く、患者様が「長期収載品」に該当する医薬品を希望された場合には、医薬品の費用の一部が、医療保険が適用されない「選定療養費」の扱いとなり、別途ご負担いただくこととなりました。

【対象】

先発医薬品(準先発品を含む)のうち、後発医薬品の発売から5年以上経過したもの、または後発医薬品への置換率が50%以上のものを、治療に関する理由無く患者様が希望された場合に、対象となります。

院内処方、院外処方とも対象となりますが、入院時の処方は対象外です。

【自己負担額】

長期収載品と後発医薬品内での最高価格との価格差の1/4に、消費税を加えた額となります。

【対象とならない場合】

◎医師が後発医薬品への変更ができないと判断した場合

例1:他の医薬品との飲み合わせによる相互作用で効能に差がある場合

例2:過去に後発医薬品を使用した際に副作用が生じた場合

◎後発医薬品の提供が困難な場合

例:後発医薬品の製造が間に合わず、入手が難しい場合

◎バイオ医薬品

ご理解とご協力をお願いいたします。

